

報道関係者各位

令和8年9月1日
岐阜労働局労働基準部賃金室
室長 中家 直樹
地方賃金指導官 加賀 勝仁
電話 058-245-8104

岐阜県最低賃金を改正します

－ 10月1日から時間額1,121円に－

岐阜労働局長（原田 浩一）は、本年10月1日から岐阜県最低賃金を、時間額1,121円に引き上げることを決定しました。

- 1 現行の最低賃金額（1時間1,065円）から56円の引上げは、最低賃金額が時間額表示となった平成14年以降では過去2番目の引上げ額、引上げ率5.26%は平成14年以降では過去3番目の引き上げ幅である。（別添1参照）
- 2 岐阜県内の全事業場（約6万4千）及びそこで働くすべての労働者（パート、アルバイトを含め約77万6千人）に適用されるもので、改定による影響率（※）は29.0%であり、推計で約8万5千人の労働者の賃金引上げが必要となる見込み。
- 3 「自動車・同附属品製造業最低賃金」（時間額1,117円）については、10月1日以降岐阜県最低賃金を下回るため、この最低賃金が適用される業種の事業場において時間額1,121円未満で雇用されている労働者も時間額1,121円以上に賃金を引き上げる必要がある。
- 4 岐阜労働局では、自治体広報紙等への掲載、ポスターの各所への掲示、リーフレットの配布などにより、助成金制度も含めて周知広報を行う。（別添2及び別添3参照）

（※）「影響率」とは、本年6月に実施した「最低賃金に関する基礎調査」（対象：製造業99人以下、非製造業29人以下の事業場）における改定後の最低賃金額（1,121円）未満の労働者の割合（推計値）を示す。

添付資料 別添1 岐阜県最低賃金の推移

別添2 「賃上げ」支援助成金パッケージ リーフレット

別添3 令和8年度「業務改善助成金」リーフレット

岐阜県最低賃金の推移

(単位：円、%)

改正発効日	最低賃金額						全国加重平均 (時間額)
	日 額	引上 額	引上 率	時 間 額	引上 額	引上 率	
昭和 55.10.10	2,838	189	7.13	355	23	6.93	357
56.10.10	3,023	185	6.52	378	23	6.48	379
57.10. 8	3,188	165	5.46	399	21	5.56	399
58.10. 8	3,291	103	3.23	412	13	3.26	411
59.10. 8	3,394	103	3.13	425	13	3.16	423
60.10. 5	3,518	124	3.65	440	15	3.53	438
61.10. 4	3,625	107	3.04	454	14	3.18	451
62.10. 4	3,706	81	2.23	464	10	2.20	461
63.10. 3	3,818	112	3.02	478	14	3.02	474
平成 元.10. 3	3,974	156	4.09	497	19	3.97	492
2.10. 2	4,167	193	4.86	521	24	4.83	516
3.10. 2	4,374	207	4.97	547	26	4.99	541
4.10. 1	4,559	185	4.22	570	23	4.20	565
5.10. 1	4,703	144	3.16	588	18	3.16	583
6.10. 1	4,817	114	2.42	603	15	2.55	597
7.10. 1	4,923	106	2.20	616	13	2.16	611
8.10. 1	5,022	99	2.01	628	12	1.95	623
9.10. 1	5,128	106	2.11	641	13	2.07	637
10.10. 1	5,217	89	1.74	653	12	1.87	649
11.10. 1	5,262	45	0.86	658	5	0.77	654
12.10. 1	5,302	40	0.76	663	5	0.76	659
13.10. 1	5,337	35	0.66	668	5	0.75	663
14.10. 1	時間額一本化 ^{※1}			↓	—	—	663
* ^{※2}	—			↓	—	—	664
16.10. 1	—			669	1	0.15	665
17.10. 1	—			671	2	0.30	668
18.10. 1	—			675	4	0.60	673
19.10.19	—			685	10	1.48	687
20.10.19	—			696	11	1.61	703
* ^{※3}	—			↓	—	—	713
22.10.17	—			706	10	1.44	730
23.10. 1	—			707	1	0.14	737
24.10. 1	—			713	6	0.85	749
25.10.19	—			724	11	1.54	764
26.10. 1	—			738	14	1.93	780
27.10. 1	—			754	16	2.17	798
28.10. 1	—			776	22	2.92	823
29.10. 1	—			800	24	3.09	848
30.10. 1	—			825	25	3.13	874
令和元.10. 1	—			851	26	3.15	901
2.10. 1	—			852	1	0.12	902
3.10. 1	—			880	28	3.29	930
4.10. 1	—			910	30	3.40	961
5.10. 1	—			950	40	4.40	1,004
6.10. 1	—			1,001	51	5.37	1,055
7.10.18	—			1,065	64	6.39	1,121
8.10. 1	—			1,121	56	5.26	

(注) (※1) 平成14年度は、日額表示が廃止され、時間額の引き上げは見送られた。

(※2、3) 平成15年度と平成21年度は岐阜県最低賃金の改正が見送られた。

賃金引き上げの支援策

厚生労働省は事業主の皆さまの賃上げを支援しています

業務改善助成金

事業場内最低賃金を引き上げ、**設備投資等を行った中小企業等**に、その費用の一部を助成します。
中小企業で働く労働者の賃金引き上げのための生産性向上の取り組みが支援対象(※)です。

※申請前の賃金引き上げ、交付決定前の設備投資は対象となりません。

活用例 事業場内最低賃金労働者3人の時給を70円引き上げた場合、設備投資にかかった費用に対し最大100万円が助成されます。



活用のポイント

賃上げ + 設備投資

賃上げコース区分	助成上限額
50円コース	30～130万円
70円コース	40～300万円
90円コース	90～600万円

- ・賃上げと設備投資等を含む生産性向上に資する計画の作成が必要
- ・中小企業が利用可能
- ・助成額は、賃金の引き上げ額、引き上げ労働者数等によって決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

キャリアアップ助成金(賃金規定等改定コース)

非正規雇用労働者の基本給の賃金規定等を**3%以上増額**改定し、その規定を適用させた場合に助成します。
パートタイム労働者など非正規雇用労働者の賃金引き上げが対象です。

活用例 中小企業が賃金規定等を5%増額改定し、10人の有期雇用労働者の賃金引き上げを実施した場合、65万円が支給されます。



活用のポイント

非正規雇用労働者の賃上げ

非正規雇用労働者の賃上げ率の区分	助成額(1人当たり)
3%以上4%未満の場合	4万円(2.6万円)
4%以上5%未満の場合	5万円(3.3万円)
5%以上6%未満の場合	6.5万円(4.3万円)
6%以上の場合	7万円(4.6万円)

- ・賃金規定等の増額改定に関するキャリアアップ計画の作成が必要
- ・中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・原則、事業所内全ての非正規雇用労働者の賃金規定等を改定する必要あり
- ・改定にあたり職務評価を活用した場合、昇給制度を新たに規定した場合は助成額を加算

(※)括弧内の金額は、大企業の場合の助成額。1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人。

働き方改革推進支援助成金

労働時間の削減や年次有給休暇の取得促進等に取り組む中小企業事業主に、外部専門家のコンサルティング、労働能率の増進に資する設備・機器の導入等を実施し、成果を上げた場合に助成します。

活用例 建設業の事業場が設備投資等を実施して、36協定で設定する時間外・休日労働時間数の上限を引き下げた場合等に、設備投資等にかかった費用に対し最大25～550万円が助成されます。

コース区分	助成上限額		
	基本部分	加算	
		賃上げ	割増賃金率
業種別課題 対応コース(※1)	25～550万円	6～360 万円(※2)	25～100 万円
労働時間短縮・ 年休促進支援コース	25～200万円		
勤務間インターバル 導入コース	50～150万円		



活用のポイント

労働時間削減等の取組

(賃上げ・割増賃金率) + 設備投資等

- ・労働時間削減等の取組計画の作成が必要
- ・中小企業や中小企業が属する団体が利用可能
- ・助成額は、成果目標の達成、賃金の引き上げ額、賃金を引き上げた労働者数等により決定
- ・交付決定を受けた後に設備投資等を行う

(※1)建設業の場合

(※2)常時使用する労働者数が10人以上30人以下の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2倍になります。

また、常時使用する労働者数が10人未満の場合は、5%以上の賃上げに係る加算額は2.5倍になります。

(※3)別途団体向けのコースあり。

人材開発支援助成金

職務に関連した**専門的な知識及び技能を習得させるための職業訓練**等を実施した場合等に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成します。

活用例

中小企業事業主が、正規雇用労働者1人につき、10時間の訓練(※1)(訓練経費10万円)を受講させ、訓練終了後、訓練受講者の賃上げ(※2)を行った場合、7万円が支給されます。

(※1) 人材育成支援コース(人材育成訓練)の場合

(※2) 5%以上の賃上げ又は資格手当を就業規則等に規定し、訓練受講者に実際に資格等手当を支払い3%以上賃金を上昇させた場合

区分(※)	賃上げした場合の助成率・額
①賃金助成額	労働者1人1時間あたり 500円・1000円
②経費助成率	訓練経費の45%～100% ※制度導入に係る助成の場合は、 24万円・36万円
③OJT実施助成額	1人1コースあたり 12万円～25万円



活用のポイント

職業訓練＋経費助成等

(訓練終了後の賃上げ等加算)

- ・ 職業訓練実施計画を作成し、訓練開始前に労働局への提出が必要。計画に沿って訓練を実施した後、申請
- ・ 10時間以上のOFF-JTによる訓練等が対象
- ・ 中小企業、大企業どちらも利用可能
- ・ 助成額は、訓練内容、企業規模により決定

(※3) 訓練コース・メニューによって上記区分①～③のいずれが支給されるか異なります(①～③全てが支給される場合もあれば②のみとなる場合もあります。)

人材確保等支援助成金(雇用管理制度・雇用環境整備助成コース)

人材確保のために**雇用管理制度**(賃金規定制度、諸手当等制度、人事評価制度、職場活性化制度、健康づくり制度)の導入や**雇用環境の整備**(従業員の作業負担を軽減する機器等の導入)により、離職率低下を実現した事業主に対して助成します。

活用例

複数の雇用管理制度や作業負担を軽減する機器等を導入し、賃上げを行った場合、最大325万円が支給されます。

区分	助成額・助成率(※1・2)
①賃金規定制度	50万円(40万円)
②諸手当等制度	
③人事評価制度	
④職場活性化制度	25万円(20万円)
⑤健康づくり制度	
⑥作業負担を軽減する機器等	導入経費の62.5%又は75% (50%)



活用のポイント

雇用管理改善の取り組み

(賃上げ加算)

- ・ 雇用管理制度又は従業員の作業負担を軽減する機器の導入計画の作成、実施後の離職率の低下が必要
- ・ 原則、中小企業、大企業どちらも利用可能(※)
- ・ 助成額は、雇用管理制度・導入機器に応じて決定
- ・ 対象労働者の賃上げで、助成額を加算

(※) 賃金規定制度は中小企業のみ利用可能

(※1) 括弧内の金額は、賃上げを行った場合以外の助成額又は助成率。

(※2) ①～⑤を複数導入した場合の上限額は100万円(80万円)。⑥を導入した場合の上限額は225万円(150万円)。

より高い処遇への労働移動等への支援

早期再就職支援等助成金(雇入れ支援コース、中途採用拡大コース)

- ・ **雇入れ支援コース**: 事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者を早期に無期雇用で雇入れ、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。
- ・ **中途採用拡大コース**: 中途採用者の雇用管理制度を整備した上で、中途採用率を一定以上拡大させ、雇い入れた中途採用者について、雇入れ前と比較して5%以上賃上げした場合に助成します。

産業雇用安定助成金(スキルアップ支援コース)

- ・ 在籍型出向により労働者をスキルアップさせ、復帰後の賃金を復帰前と比較し5%以上増加させた場合に、出向元・出向先双方の事業主に対して助成(上限額8,870円/1人1日あたり(1事業主あたり1,000万円))します。

支援策の詳細はHPをチェック

厚生労働省HP

「賃上げ」支援助成金パッケージ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku_nitsuite/bunya/package.00007.html



(R8.4)

令和8年度「業務改善助成金」

ご確認ください！☑

対象になる事業場

- ☐ 中小企業・小規模事業者であること
- ☐ 事業場内最低賃金が改定後の地域別最低賃金額未満であること
岐阜県の場合は **1,121円未満**
- ☐ 雇用保険被保険者＋6か月以上雇用実績のある事業者
- ☐ 解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないことなど

支給要件

- ☐ 賃金引上げ計画を策定し、一定額以上引き上げること
※令和8年9月1日から最低賃金改定日の前日（岐阜県の場合は9月30日）までに賃金引上げを実施すること。
- ☐ 引上げ後の賃金額を支払うこと
- ☐ 生産性向上に役立つ機器・設備などを導入して業務改善を行い、その費用を支払うこと

概要

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を50円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。

***同一事業場の申請は年1回まで**

【設備投資等】機器・設備などの導入、経営コンサルティングなど

物価高騰等要件※1に該当する場合、

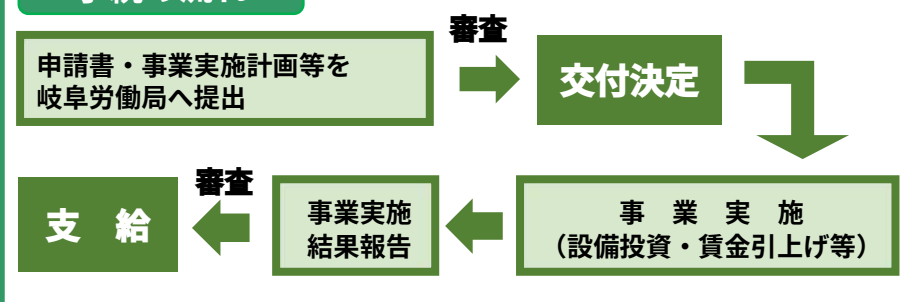
助成対象経費の拡充が受けられます。

業務改善システム導入に付随したパソコン、スマホ、タブレットの新規購入及び特殊用途自動車等も助成対象として認められます。

※1物価高騰等要件

原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因（例えば、人件費や役員報酬の変更は外的要因に含まれません。）により、最近6か月間平均における売上高総利益率又は売上高営業利益率が、前年同期（同じ期間を比較します）と比べ3%ポイント低下している事業者が該当します。

手続の流れ



留意事項

申請期限：令和8年9月30日（必着）
（事業完了期限：令和9年1月31日）

賃金を引き上げる労働者数・助成上限額

コース区分	①引上げ額	②引き上げ労働者数	③助成上限額	
			事業場規模30人以上	事業場規模30人未満
50円コース	50円以上	1人	30万円	40万円
		2～3人	40万円	70万円
		4～5人	70万円	70万円
		6～7人	90万円	90万円
		8人以上	110万円	110万円
		10人以上	130万円	130万円
70円コース	70円以上	1人	40万円	50万円
		2～3人	50万円	100万円
		4～5人	130万円	130万円
		6～7人	180万円	180万円
		8人以上	230万円	230万円
90円コース	90円以上	1人	90万円	100万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～5人	270万円	270万円
		6～7人	360万円	360万円
		8人以上	450万円	450万円
		10人以上	600万円	600万円

助成率

設備投資等費用 × 3/4

申請様式等、詳しくはこちら



岐阜県内での活用事例

【サービス業】勤怠管理システムの導入

導入前	手作業でデータ入力を行っていた
導入後	- データ処理が格段に速くなった - 出退勤の打刻漏れが無くなった - 勤怠管理や給与計算に使っていた時間を他の業務に費やすことができるようになった

【飲食業】セルフオーダーシステムの導入

導入前	ホールスタッフが注文を取っていた
導入後	- 注文から料理提供までのスピードが速くなり顧客の回転率がアップした - メニューや料理説明の多言語表示が可能となり、外国人の顧客への対応がスムーズに行えるようになった

【製造業】新型ミシンの導入

導入前	縫い直し作業が発生していた
導入後	- 旧式ミシンで縫った後に発生していた縫い直し作業がなくなった - 縫い直し後の検品作業の手間が減った

【サービス業】送給機付き包装機の導入

導入前	仕上がったクリーニング製品を包装機まで運んでいた
導入後	- 製品移動作業の人員削減、作業能率が上がった - 省力化により、時間外労働が減った

【宿泊業】セルフ決済システムの導入

導入前	チェックアウト時にフロントが込み合っていた
導入後	- フロントの混雑が解消した - フロント業務の繁忙時に人員を集中させるためのシフト調整が不要となった

【製造業】自動絵付け機の導入

導入前	陶器の絵付けを手作業で行っていた
導入後	1日の製造量が大幅に増えた - 手作業時に発生していた待ち時間が減り労働時間が短縮した

【建設業】フォークリフトの導入

導入前	資材の運搬積み下ろし作業を既存のフォークリフトと手作業で行っていた
導入後	- 複数台のフォークリフトを同時に稼働することで作業時間が大幅に短縮した - 手作業での資材の積み下ろし作業が軽減された

【医療・福祉業】リフト付き特殊車両の導入

導入前	車椅子対応ができる車両が不足していた
導入後	- 車椅子が必要な利用者の送迎時間が短縮した - 送迎時の人員の削減、作業能率が向上し、時間の有効活用が可能になった

【サービス業】POSレジシステムの導入

導入前	清算機能のみを有するレジを使用していた
導入後	- セールなどの割引の際、毎回、手入力する必要が無くなり、清算ミスも減少した - 顧客のレジ待ち時間が短縮した

【建設業】顧客管理情報のシステム化

導入前	来店リスト、商談リスト、契約リスト、工事情報等を別々に入力していた
導入後	- 重複入力の手間や入力ミスが削減した - 入力に係る作業時間が短縮した - 顧客情報の連携ミスが解消された

＜お問い合わせ先＞
業務改善助成金
コールセンター
☎0120-366-440

＜申請先＞
岐阜労働局雇用環境・均等室
岐阜市金竜町5-13
☎058-245-1550

＜賃金引上げに向けた無料相談窓口＞
ぎふ働き方改革推進支援センター
岐阜市金宝町2丁目5番地國井ビル5階
☎0120-226-311